

公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程

(平成20年公立大学法人公立はこだて未来大学規程第66号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人公立はこだて未来大学職員就業規則（平成20年公立大学法人公立はこだて未来大学規程第55号。以下「就業規則」という。）第39条の規定に基づき、公立大学法人公立はこだて未来大学（以下「法人」という。）の職員の給料および諸手当（以下「給与」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(法令等との関係)

第2条 この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「法」という。），その他関係法令および労使協定の定めるところによるものとする。

(給与の区分)

第3条 給料は、公立大学法人公立はこだて未来大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成20年公立大学法人公立はこだて未来大学規程第63号。以下「職員勤務時間等規程」という。）第2条、第4条および第6条の規定による正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬とする。

2 手当は、扶養手当、住居手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、入試問題作成等手当、入試監督等手当、教員免許状更新講習手当、管理職手当および寒冷地手当とする。

3 賞与は、期末手当および勤勉手当とする。

(給料表)

第4条 職員の受ける給料は、その職務の複雑、困難および責任の度に基づき、かつ、勤務の強度、勤務時間、勤労環境その他勤務条件を考慮し、給料表に定める級および号給により決定する。

2 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、その適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 一般職給料表（別表第1）

(2) 教育職給料表（別表第2）

3 前項第2号の給料表の適用を受ける職員は、公立はこだて未来大学学則（平成20年公立大学法人公立はこだて未来大学規程第1号）第9条第1項に掲げる職員のうち教授、准教授、講師、助教および助手の職にある者とする。

4 職員の職務は、その複雑、困難および責任の度に基づいてこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、理事長が定める。

（給料決定の基準等）

第5条 職員の職務の級は、理事長が別に定める基準に従い決定する。

2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、理事長が別に定める基準に従い決定する。

3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合または一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長が別に定める基準に従い決定する。

4 職員の昇給は、理事長が別に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

5 前項の規定により職員を昇給させるか否かおよび昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものまたは教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものにあっては、3号給）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

6 55歳（教育職給料表の適用を受ける職員にあっては、57歳）を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものまたは教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものにあっては、3号給）」とあるのは、「2号給」とする。

7 理事長は、職員の給料について、特に必要があると認めるときは、

号給の調整を行うことができる。

- 8 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 9 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 10 第4項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

(給与の支給)

第6条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項または第2項の規定により給料を支給する場合であって、前条に規定する期間の初日から支給するとき以外のとき、またはその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から職員勤務時間等規程第5条および第6条の規定に基づく休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(扶養手当)

第7条 扶養手当は、扶養親族のあるすべての職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
 - (1) 配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (4) 満60歳以上の父母および祖父母
 - (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (6) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、前項第1号および第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」とい

う。)については1人につき6,500円(一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものおよび教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの(以下「一4級職員等」という。)にあっては、3,500円),同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(扶養手当の支給の始期および終期)

第8条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合または職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子または前条第2項第3号もしくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、または死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、または死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)を

もって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第 1 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第 1 項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るものがある一 4 級職員等が一 4 級職員等以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で一 4 級職員等以外のものが一 4 級職員等となった場合
- (5) 職員の扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
(住居手当)

第 9 条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するための住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額 1 万 6,000 円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（公立大学法人公立はこだて未来大学職務住宅管理規程（公立大学法人公立はこだて未来大学規程第 53 号）に規定する職務住宅（以下「職務住宅」という。）を貸与され、賃付料を支払っている職員その他理事長が定める職員を除く。）
- (2) 第 12 条第 1 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（職務住宅その他理事長が別に定める

住宅を除く。) を借り受け、月額 1 万 6, 000 円を超える家賃を支払っているものまたはこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

(1) 前項第 1 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額 2 万 7, 000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 1 万 6, 000 円を控除した額

イ 月額 2 万 7, 000 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 2 万 7, 000 円を控除した額の 2 分の 1 (その控除した額の 2 分の 1 が 1 万 7, 000 円を超えるときは、1 万 7,000 円) を 1 万 1, 000 円に加算した額

(2) 前項第 2 号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の 2 分の 1 に相当する額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 前 2 項および第 28 条に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

(地域手当)

第10条 地域手当は、東京都内に在勤する職員に支給する。

2 地域手当の月額は、給料、扶養手当および管理職手当の月額の合計額に、100 分の 20 を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第11条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関を利用して、その運賃または料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合

の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものおよび第 3 号に掲げる職員を除く。)

- (2) 通勤のため自動車その他の交通用具で理事長が別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を利用するなどを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものおよび次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、または自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第 1 号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が 5 万 5,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、5 万 5,000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が 2 以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額が 5 万 5,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5 万 5,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (2) 前項第 2 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額
ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）

- が片道 5 キロメートル未満である職員 2, 000 円
- イ 使用距離が片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満である職員 4, 200 円
- ウ 使用距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である職員 7, 100 円
- エ 使用距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満である職員 10, 000 円
- オ 使用距離が片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満である職員 1万 2, 900 円
- カ 使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である職員 1万 5, 800 円
- キ 使用距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満である職員 1万 8, 700 円
- ク 使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である職員 2万 1, 600 円
- ケ 使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員 2万 4, 400 円
- コ 使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員 2万 6, 200 円
- サ 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員 2万 8, 000 円
- シ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員 2万 9, 800 円
- ス 使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員 3万 1, 600 円

(3) 前項第 3 号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、前 2 号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額および前号に定める額の合計額が 5 万 5, 000 円を超える場合は、前号に定める額を上乗額とする）を算定する。

るときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額），第1号に定める額または前号に定める額

- 3 通勤手当は、支給単位期間（理事長が別に定める通勤手当にあっては、理事長が別に定める期間）に係る最初の月の理事長が別に定める日に支給する。
- 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。
- 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。
- 6 通勤手当の支給は、職員に新たに第1項の職員としての要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が退職し、または死亡した場合においては退職し、または死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員としての要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、その届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その属する月）から行なうものとする。
- 7 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

8 職員に新たに第1項の職員としての要件が具備されるに至った事由または通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った事由が勤務箇所の変更によるもののうち理事長が認めるものについては、前2項の規定にかかわらず、その事由の発生した日から通勤手当の支給を開始し、またはその日から通勤手当の支給額を改定する。

9 前各項および第28条に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給および返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(単身赴任手当)

第12条 勤務箇所を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、3万円（理事長が定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が定める距離以上である職員にあっては、その額に、7万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が定める額を加算した額）とする。

3 前2項および第28条に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

(時間外勤務手当)

第13条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24

条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（第15条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 前項の規定にかかわらず、職員勤務時間等規程第6条の規定に基づき休日の振替日を指定された職員には、当該勤務を命ぜられた休日における勤務に対する時間外勤務手当は、支給しない。

3 前2項の規定にかかわらず、職員勤務時間等規程第6条の規定により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（細則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第24条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間外に勤務を命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（職員勤務時間等規程第6条の規定に基づく振替日における勤務のうち理事長が定めるものを除く。）の時間（以下この条において「正規の勤務時間外の時間」という。）と、職員勤務時間等規程第6条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務の時間（細則で定める時間を除く。以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間を超える時間」という。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項および前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第24条

第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外の時間にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を、割振り変更前の正規の勤務時間を超える時間にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 職員勤務時間等規程第7条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第24条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外の時間にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する理事長が定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を、割振り変更前の正規の勤務時間を超える時間にあつては100分の50から100分の25を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 時間外勤務手当は、管理または監督を行う地位にある職員（第16条第1項の管理監督職員をいう。）には、支給しない。

（夜間勤務手当）

第14条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

（休日勤務手当）

第15条 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が定める割合

を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

- 2 休日勤務手当は、管理または監督を行う地位にある職員（次条第1項の管理監督職員をいう。）には、支給しない。

（入試問題作成等手当）

第15条の2 入試問題作成等手当は、職員（学長および第4条第3項に規定する職員をいう。次条および第15条の4において同じ。）が入学試験問題の作成業務または採点業務に従事した場合に支給する。

- 2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる入学試験の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 一般選抜試験 次に掲げる業務の区分に応じて、それぞれ次に定める額

ア 入学試験問題の作成 1科目につき20,000円

イ 採点 1日につき5,000円

(2) 前号の試験以外の入学試験 次に掲げる業務の区分に応じて、それぞれ次に定める額

ア 入学試験問題の作成 1科目につき10,000円

イ 採点 1日につき5,000円

（入試監督等手当）

第15条の3 入試監督等手当は、職員が入学試験（大学入試センター試験を含む。以下この条において同じ。）の当日に入試監督等業務（入学試験の監督もしくは面接または実施本部の運営のための業務をいう。）に従事した場合に支給する。

- 2 前項の手当の額は、1日につき2,000円とする。

- 3 職員が同一の入学試験について同一の日に第1項の業務および前条第1項の採点業務のいずれにも従事した場合には、その職員に対する入試監督等手当は、支給しない。

（教員免許状更新講習手当）

第15条の4 教員免許状更新講習手当は、職員が教員免許状更新講習の当日にその業務に従事した場合に支給する。

- 2 前項の手当の額は、1時間につき5,600円とする。

(管理職手当)

第16条 管理または監督の地位にある職員のうち、次の各号に掲げる職務にある職員（以下「管理監督職員」という。）に管理職手当を支給するものとし、その月額は、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 事務局長 88,000円
- (2) 事務局の課長および参事（3級） 64,000円
- (3) 研究科長、学科長、メタ学習センター長、情報ライブラリー長、社会連携センター長および情報システムデザインセンター長 64,000円

2 前項の規定による額が管理職手当の支給を受ける職員の給料月額に100分の25を乗じて得た額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の管理職手当の月額とする。

3 管理監督職員が2以上の職務を兼ねる場合には、主たる職務につき管理職手当を支給する。

4 前3項に定めるもののほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(期末手当)

第17条 期末手当は、6月1日および12月1日（以下この条、次条および附則第3項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の理事長が別に定める日（次条および第19条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、もしくは就業規則第25条第2項第1号の規定に該当して解雇され、または死亡した職員（第25条第7項の規定の適用を受ける職員を除く。）で、理事長の定めるものについても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものおよび第16条第1項第3号の規定による管理職手当を支給される職員（第20条および附則第6項において「特定管理職員」という。）にあっては、100分の107.5を乗じて得た額）に、基準

日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6 箇月 100 分の 100
- (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100 分の 80
- (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100 分の 60
- (4) 3 箇月未満 100 分の 30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、もしくは就業規則第 25 条第 2 項第 1 号の規定に該当して解雇され、または死亡した職員にあっては、退職し、もしくは就業規則第 25 条第 2 項第 1 号の規定に該当して解雇され、または死亡した日現在。附則第 3 項第 3 号において同じ。）において職員が受けるべき給料（給料の調整額を含む。次項および第 20 条第 3 項において同じ。）および扶養手当の月額ならびにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 2 級以上であるものおよび教育職給料表の適用を受ける職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額およびこれに対する地域手当の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して理事長が定める職員の区分に応じて 100 分の 20 を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額を第 2 項の期末手当基礎額とする。

（支給制限）

第 18 条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第 4 号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第 47 条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第 25 条第 2 項第 2 号または第 3 号の規定に該当して解雇された職員
- (3) 基準日前 1 箇月以内または基準日から当該基準日に対応する支給

日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの（一時差止め）

第19条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合またはその者から聴取した事項もしくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持するうえで重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行った場合には、その旨を記載した文書を当該一時差止処分を受けた者に交付しなければならない。

3 前項の規定により文書を交付する場合において、当該一時差止処分を受けた者の所在が知れないときは、その内容を法人の掲示場に掲示することをもつてこれに代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、文書が当該一時

差止処分を受けた者に交付されたものとみなす。

- 4 一時差止処分を受けた者は、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 6 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実または生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 7 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 8 前各項に定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤勉手当)

第20条 勤勉手当は、6月1日および12月1日（以下この項から第3項までおよび附則第3項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それ基準日の属する月の理事長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職

し、もしくは就業規則第25条第2項第1号の規定に該当して解雇され、または死亡した職員で、理事長の定めるものについても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長の定める割合を乗じて得た額とする。
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第17条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第20条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第18条中「前条第1項」とあるのは「第20条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第20条第1項に規定する基準日をいう。以下この条および次条第5項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する理事長が別に定める日をいう。以下この条および次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

（寒冷地手当）

第21条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）に在職する職員（理事長が指定する勤務箇所に勤務する職員については、理事長が特に認める者に限る。）に対して支給する。

- 2 寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員のうち、扶養親族のある職員にあっては2万2,540円、他の職員にあっては1万2,860円とし、世帯主でない職員にあっては8,600円とする。
- 3 前項の扶養親族のある職員には、扶養親族のある職員であって細則で定めるものを含まないものとする。
- 4 函館市以外の寒冷の地域で理事長が別に定める地域に在勤する職員

の寒冷地手当の額は、第2項の規定にかかわらず、当該地域に在勤する国家公務員に支給されることとなる寒冷地手当の額を基準として、理事長が別に定める額とする。

5 寒冷地手当は、基準日の属する月の給料の支給日に支給する。

(給与の減額)

第22条 職員が勤務しないときは、職員勤務時間等規程第5条に規定する休日（職員勤務時間等規程第6条に規定する振替日を含む。）または職員勤務時間等規程第7条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間である場合、有給休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(端数計算)

第23条 第13条から第15条までの規定により、時間外勤務手当、夜間勤務手当または休日勤務手当の額を算定する場合および前条の規定により勤務しない時間につき減額する額の算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第24条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額およびこれに対する地域手当の月額ならびに寒冷地手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除した額とする。

2 第13条から第15条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額およびこれに対する地域手当の月額ならびに寒冷地手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから当該年度の職員勤務時間等規程第5条第3号および第4号に掲げる休日（その日が日曜日または土曜日に当たる日を除く。）に割り振られた時間を減じたもので除した額とする。

(休職給)

第25条 職員が職務上負傷し、もしくは疾病にかかり、または通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項およ

び第3項に規定する通勤をいう。第6項において同じ。)により負傷し、もしくは疾病にかかり、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患その他理事長が別に定める疾病にかかり就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまで、これに給料、扶養手当、住居手当、地域手当、期末手当および寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまで、これに給料、扶養手当、住居手当、地域手当、期末手当および寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が就業規則第15条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、住居手当および地域手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が就業規則第15条第1項第3号または第4号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、住居手当、地域手当、期末手当および寒冷地手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。
- 6 就業規則第15条第1項第6号の規定により休職にされた職員に対する給与については、理事長が定める。
- 7 第2項、第3項または第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第17条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、または死亡したときは、第17条第1項の規定により理事長が別に定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当については、第18条および第19条の規定を準用する。この場合において、第18条中「前

条第1項」とあるのは、「第25条第7項」と読み替えるものとする。

(専従休職者の給与)

第26条 就業規則第15条第1項第5号の労働組合専従休職期間中は、いかなる給与も支給しない。

(給料の調整額)

第27条 理事長は、給料月額が、職務の複雑、困難もしくは責任の度または勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。

2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

(給与の支給)

第28条 給料は、当月分を毎月21日に支給する。

2 前項の支給期日が休日（職員勤務勤務時間等規程第5条第1号から第3号までに掲げる休日をいう。以下この項において同じ。）にあたるときは、その日前において、その日に最も近い日で休日、日曜日または土曜日でない日に支給する。

3 扶養手当、住居手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当および管理職手当は、当月分を当該月の給料の支給日に支給する。

4 時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、入試問題作成等手当、入試監督等手当および教員免許状更新講習手当は、当月分を翌月の給料の支給日に支給する。

5 理事長が特別の事情があると認めるとときは、前各項の規定にかかわらず、その月内において支給期日を変更し、または分割して支給することができる。

6 職員が職員勤務時間等規程第7条の2第1項の規定により指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間外勤務手当に対する第4項の規定の適用については、同項中「翌月の」と

あるのは、「職員勤務時間等規程第7条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された日の属する月の翌月の」とする。

(給与からの控除)

第29条 別に法律で定めるものおよび労使協定（職員勤務時間等規程第3条第2項に規定する労使協定をいう。）に定めるものについては、職員に支給する給与から控除することができるものとする。

(給与の口座振替)

第30条 給与は、職員の申出により、その全額を口座振替の方法により支払うものとする。

(適用除外)

第31条 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）および公益的法人等への函館市職員の派遣等に関する条例（平成14年函館市条例第10号）の規定に基づき、函館市から法人に派遣される職員の第3条に規定する給与については、第4条から第27条までの規定にかかわらず、函館市職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年函館市条例第15号）第22条の4第2項後段の規定の例による取扱いについては、この限りではない。

(補則)

第32条 この規程に定めるもののほか、職員の給与、諸手当に關し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(給料の経過措置)

2 公立大学法人公立はこだて未来大学への職員の引継ぎに関する条例（平成19年函館圏公立大学広域連合条例第6号）の規定により法人の職員となった者で、その者の受ける給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額（公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成21年公立大学法人公立はこだて未

来大学規程第26号。以下この項において「平成21年改正規程」という。)の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあっては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(理事長が定める職員を除く。)には、平成27年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(教育職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を給料として支給する。

(1) 平成21年改正規程附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員 100分の99.1

(2) 前号に掲げる以外の職員 100分の99.34
(特定職員の給与の減額)

3 平成30年3月31日までの間、職員(一般職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上である者または教育職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である者であってその号給が職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項および次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合(以下この項、附則第5項および第6項におい

て「最低号給に達しない場合」という。)にあっては、当該当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下この項および附則第5項において「給料月額減額基礎額」という。)

(2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額)

(3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額(第17条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に給料の調整額の月額を加算した額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額およびこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に給料の調整額を加算した額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)

(4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額(第20条第4項において準用する第17条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に給料の調整額を加算した額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が

定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第6項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第20条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額およびこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第4項において準用する第17条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に給料の調整額を加算した額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第6項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第20条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)

(5) 第25条の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第25条第1項 前各号に定める額

イ 第25条第2項または第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第25条第4項 第1号および第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第25条第5項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

4 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

5 附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第24条の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、給料月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週

間当たりの勤務時間に 5 2 を乗じたもので除して得た額に 1 0 0 分の 1 . 5 を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額およびこれに対する地域手当の月額の合計額に 1 2 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 5 2 を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

附 則（平成 21 年 5 月 22 日規程第 22 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 7 月 31 日規程第 23 号）

この規程は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 11 月 25 日規程第 26 号）

（施行期日）

1 この規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 21 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 平成 21 年 12 月に支給する期末手当の額は、第 1 条の規定による改正後の公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程第 20 条第 2 項から第 4 項までまたは第 25 条（第 4 項を除く。）の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成 21 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に職員以外の者または職員であって適用される給料表ならびにその職務の級および号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄および号給欄に掲げるものであるものから当該職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が 2 以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、扶養手当、住居手当、地域手当、単身赴任手当（公立

大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程第12条第2項に規定する理事長が定める額を除く。) および管理職手当の月額の合計額に100分の0.19を乗じて得た額に、同月からこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
教育職給料表	1級	1号給から32号給まで
	2級	1号給から12号給まで

(2) 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当および勤勉手当の合計額に100分の0.19を乗じて得た額

(理事長への委任)

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則(平成22年3月15日規程第36号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年11月30日規程第85号)

(施行期日)

1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程(以下この項および第4項において「改正後の給与規程」という。)第17条第2項から第4項まで、第25条(第4項を除く。)または附則第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(

以下この項において「基準額」という。) から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員(公立大学法人公立はこだて未来大学職員就業規則(平成20年公立大学法人公立はこだて未来大学規程第55号)第2条第1項に規定する職員をいう。以下この項および次項において同じ。)以外の者または職員であって適用される給料表ならびにその職務の級および号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄および号給欄に掲げるものであるもの(改正後の給与規程附則第3項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程附則第2項の規定の適用を受けない職員に限る。)からこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者(平成22年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。)にあっては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日))において減額改定対象職員が受けるべき給料、扶養手当、住居手当、地域手当、初任給調整手当、単身赴任手当および管理職手当の月額の合計額に100分の0.26を乗じて得た額に、同月からこの規程の施行の日の属する月の前月までの月数(同年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
教育職給料表	1級	1号給から72号給まで

	2級	1号給から5号給まで
	3級	1号給から40号給まで
	4級	1号給から12号給まで

(2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当および勤勉手当の合計額に100分の0.26を乗じて得た額

3 平成22年4月1日から同年12月1日までの間において理事長が定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して理事長が定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額および理事長が定める者との権衡を考慮して理事長が定める額」とする。

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読み替え)

4 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の給与規程附則第3項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(理事長への委任)

5 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

(公立大学法人公立はこだて未来大学職員の勤務時間、休日および休暇等に関する規程の一部改正)

6 公立大学法人公立はこだて未来大学職員の勤務時間、休日および休暇等に関する規程（平成20年公立大学法人公立はこだて未来大学規程第63号）の一部を次のように改正する。

[次のように略]

(公立大学法人公立はこだて未来大学職員の育児休業等に関する規程の一部改正)

7 公立大学法人公立はこだて未来大学職員の育児休業等に関する規程

(平成20年公立大学法人公立はこだて未来大学規程第64号)の一部を次のように改正する。

[次のように略]

附 則(平成24年3月28日規程第18号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月25日規程第4号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月24日規程第3号)

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(住居手当に関する経過措置)

2 この規程の規定による改正前の公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程第9条第1項および第2項の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）から平成28年3月31日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、同項第2号中「5,500円」とあるのは、施行日から平成27年3月31日までの間は「4,000円」と、同年4月1日から平成28年3月31日までの間は「2,000円」とする。

附 則(平成26年11月20日規程第9号)

(施行期日)

1 この規程は、公告の日から施行する。ただし、この規程の規定（公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）第20条および附則第6項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与規程（次項において「改正後の給与規程」という。）の規定は、平成26年4月1日から施行する。

(給与の内払)

2 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、この規程の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則(平成27年3月25日規程第6号)

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）附則第2項の改正規定は、公告の日から施行する。

(給料の切替えに伴う経過措置)

2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けている給料月額に達しないこととなるもの（理事長が定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（給与規程附則第3項の特定職員（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

3 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

4 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定により給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前項の規定に準じて、給料を支給する。

5 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与規程第17条第4項（給与規程第20条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）および附則第3項第2号から第4号までの規定の適用については、給与規程第17条第4項中「給料の月額」とあるのは「給料月額と公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成27年公立大学法人公立はこだて未来大学規程第6号。以下「平成27年改正規程」という。）附則第2項

から第4項までの規定による給料の額との合計額」と、附則第3項第2号から第4号までの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と平成27年改正法附則第2項から第4項までの規定による給料の額との合計額」とする。

附 則（平成28年2月22日規程第17号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公告の日から施行する。ただし、この規程の規定による改正後の公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程の規定による改正前の公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成28年6月23日規程第8号）

この規程は、平成28年6月23日から施行する。

附 則（平成28年12月9日規程第11号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公告の日から施行する。ただし、この規程の規定（公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）第7条ならびに附則第3項および第4項の規定は、平成29年4月1日から施行する。

（給与の内払）

- 2 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、この規程の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

- 3 平成29年4月1日から平成30年3月31日の間は、公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程の一部を改正する規程（平

成28年公立大学法人公立はこだて未来大学規程第11号)による改正後の給与規程(以下「平成28年改正規程」という。)第8条第3項第3号および第4号の規定は適用せず、平成28年改正規程第7条第3項および第8条の規定の適用については、同項中「前項第1号および第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円(一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものおよび教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの(以下「一4級職員等」という。)にあっては、3,500円)、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については1万円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1人については1万円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者および扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となつた者に扶養親族がある場合または職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。)」と、

同項中

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子または前条第2項第3号もしくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)」

とあるのは

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子または前条第2項第3号もしくは第5号に該当する扶養親族が、

満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

(3) 扶養親族たる子または扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子または扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第 1 号に該当する場合を除く。）」

と、同条第 3 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号もしくは第 5 号」と、「においては、その」とあるのは「または扶養手当を受けている職員について第 1 項第 3 号もしくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定ならびに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者および扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが扶養親族たる配偶者または扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。），扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定および扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

4 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間は、平成 28 年改正規程第 8 条第 3 項第 3 号および第 4 号の規定は適用せず、平成 28 年改正規程第 7 条第 3 項および第 8 条の規定の適用については、同項中「扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」とあるのは「扶養親族」と、「一般職給料表の適用を受ける職員でそ

の職務の級が 4 級であるものおよび教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 4 級であるもの（以下「一 4 級職員等」という。）にあっては 3,500 円），同項第 2 号」とあるのは「，同項第 2 号」と，同条第 3 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号，第 2 号または第 5 号」とする。

附 則（平成 30 年 3 月 12 日規程第 6 号）

（施行期日）

- 1 この規程は，公告の日から施行する。ただし，この規程の規定による改正後の公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は，平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては，この規程の規定による改正前の公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は，改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成 30 年 10 月 15 日規程第 4 号）

この規程は，平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 12 月 17 日規程第 5 号）

（施行期日）

- 1 この規程は，公告の日から施行する。ただし，第 2 条の規定は，平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は，平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第 1 条の規定による改正後の規程の規定を適用する場合においては，第 1 条の規定による改正前の公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は，改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和元年12月10日規程第6号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公告の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条の規定による改正後の規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（住居手当に関する経過措置）

- 4 第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の給与規程第9条の規定により支給されていた住居手当の月額が1,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（賃貸を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（理事長が定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和4年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の給与規程第9条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で理事長が定める額。第2号において「旧手当額」という。）から1,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 第2条の規定による改正後の給与規程第9条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から第2条の規定による改正後の給与規程第9条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が1,000円を超えることとなる職員

5 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関する必要な事項は、理事長が定める。

附 則（令和2年6月25日規程第1号）
(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の職員給与規程第13条第3項および第4項の規定は、これらの規定の適用があったとしたならば、平成30年6月以後に支給期日が到来することとなる時間外勤務手当について適用する。

（公立大学法人公立はこだて未来大学職員の勤務時間、休日および休暇等に関する規程の一部改正）

2 公立大学法人公立はこだて未来大学職員の勤務時間、休日および休暇等に関する規程（平成20年公立大学法人公立はこだて未来大学規程第63号）の一部を次のように改正する。

〔次のように略〕

附 則（令和2年11月30日規程第4号）

この規程は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

一般職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
1	146,100	231,500	264,200	362,900
2	147,200	233,100	266,000	365,500
3	148,400	234,600	267,800	367,900
4	149,500	236,200	269,900	370,500
5	150,600	237,600	271,600	372,400
6	151,700	239,300	273,400	374,900
7	152,800	240,800	275,200	377,200
8	153,900	242,400	277,200	379,700
9	154,900	243,500	279,200	382,100
10	156,300	245,000	281,200	384,800
11	157,600	246,600	283,100	387,400
12	158,900	247,900	285,000	390,100
13	160,100	249,400	287,000	392,500
14	161,600	250,800	288,900	394,800
15	163,100	252,100	290,800	397,000
16	164,700	253,500	292,600	399,400
17	165,900	255,000	294,400	401,200
18	167,400	256,500	296,400	403,200
19	168,900	258,200	298,500	405,100
20	170,400	260,000	300,500	406,900
21	171,700	261,600	302,400	408,800
22	174,400	263,300	304,500	410,600
23	177,000	264,900	306,500	412,400
24	179,600	266,500	308,600	414,300
25	182,200	268,400	310,300	416,100

26	183, 900	270, 200	312, 400	417, 600
27	185, 500	271, 900	314, 400	419, 100
28	187, 200	273, 600	316, 400	420, 700
29	188, 700	275, 300	318, 100	422, 300
30	190, 400	277, 500	320, 100	423, 600
31	192, 200	279, 300	322, 200	424, 900
32	193, 900	281, 200	324, 300	426, 100
33	195, 500	283, 000	325, 500	427, 300
34	197, 300	284, 800	327, 500	430, 100
35	199, 100	286, 500	329, 400	432, 200
36	200, 900	288, 100	331, 500	433, 900
37	202, 400	290, 100	333, 400	435, 700
38	204, 200	292, 000	335, 300	437, 700
39	206, 000	294, 000	337, 300	439, 700
40	207, 800	295, 700	339, 200	441, 600
41	209, 400	297, 600	341, 100	443, 400
42	211, 200	299, 500	343, 000	445, 200
43	213, 000	301, 500	344, 800	446, 900
44	214, 800	303, 100	346, 700	448, 700
45	216, 200	305, 000	348, 200	450, 200
46	218, 000	306, 700	349, 600	451, 600
47	219, 700	308, 500	351, 100	453, 100
48	221, 500	310, 200	353, 400	454, 500
49	223, 200	312, 000	355, 200	455, 800
50	224, 900	313, 900	357, 000	457, 100
51	226, 500	315, 800	358, 700	458, 300
52	228, 100	316, 800	360, 100	459, 300
53	229, 500	318, 600	361, 400	460, 000
54	231, 200	320, 300	362, 800	460, 800
55	232, 800	322, 100	364, 200	461, 500

56	234, 400	323, 900	365, 500	462, 200
57	235, 400	325, 600	366, 400	463, 000
58	236, 900	327, 400	367, 500	463, 700
59	238, 300	329, 100	368, 600	464, 300
60	239, 500	330, 800	369, 400	464, 800
61	240, 700	332, 400	370, 300	465, 400
62	241, 900	333, 900	371, 200	466, 000
63	242, 900	335, 400	372, 100	466, 600
64	244, 100	336, 500	373, 000	467, 100
65	245, 400	337, 700	373, 800	467, 600
66	246, 400	338, 800	374, 600	468, 000
67	247, 600	340, 000	375, 400	468, 300
68	248, 900	341, 200	376, 100	468, 600
69	249, 800	341, 800	376, 800	
70	251, 100	342, 800	377, 500	
71	252, 300	343, 700	378, 200	
72	253, 600	344, 500	378, 700	
73	255, 000	345, 400	379, 300	
74	256, 400	346, 200	379, 900	
75	257, 600	347, 100	380, 600	
76	258, 800	347, 800	381, 000	
77	260, 000	348, 500	381, 700	
78	261, 200	349, 100	382, 300	
79	262, 500	349, 700	382, 900	
80	263, 600	350, 100	383, 300	
81	264, 700	350, 600	383, 900	
82	265, 800	351, 200	384, 500	
83	267, 100	351, 800	385, 100	
84	268, 400	352, 100	385, 500	
85	269, 400	352, 700	386, 000	

86	270, 500	353, 300	386, 500	
87	271, 800	353, 900	387, 100	
88	273, 100	354, 200	387, 400	
89	274, 000	354, 700	387, 800	
90	275, 000	355, 300	388, 200	
91	275, 900	355, 800	388, 600	
92	277, 000	356, 100	388, 900	
93	278, 100	356, 600	389, 200	
94	279, 100	357, 200	389, 500	
95	280, 000	357, 700	389, 800	
96	281, 000	358, 000	390, 000	
97	281, 500	358, 500	390, 300	
98	282, 400	359, 000	390, 600	
99	283, 100	359, 500	390, 800	
100	284, 000	359, 800	391, 000	
101	285, 000	360, 300	391, 300	
102	285, 800	360, 800	391, 600	
103	286, 600	361, 100	391, 800	
104	287, 400	361, 400	392, 000	
105	288, 200	361, 900	392, 300	
106	288, 700	362, 300	392, 600	
107	289, 100	362, 700	392, 800	
108	289, 600	363, 100	393, 000	
109	289, 800	363, 600		
110	290, 100	364, 000		
111	290, 300	364, 400		
112	290, 700	364, 800		
113	290, 900	365, 300		
114	291, 100	365, 700		
115	291, 500	366, 100		

116	291, 800	366, 500		
117	292, 100			
118	292, 400			
119	292, 700			
120	293, 100			
121	293, 400			
122	293, 800			
123	294, 100			
124	294, 500			
125	294, 700			
126	294, 900			
127	295, 200			
128	295, 600			
129	295, 800			
130	296, 100			
131	296, 500			
132	296, 900			
133	297, 100			
134	297, 400			
135	297, 800			
136	298, 100			
137	298, 300			
138	298, 600			
139	299, 000			
140	299, 300			
141	299, 500			
142	299, 900			
143	300, 300			
144	300, 600			
145	300, 800			

146	301, 000			
147	301, 300			
148	301, 700			
149	301, 900			
150	302, 100			
151	302, 400			
152	302, 700			
153	303, 100			
154	303, 300			
155	303, 600			
156	303, 900			
157	304, 200			

備考 この表は、就業規則が適用される職員のうち、教育職給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

教育職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
1	216,400	277,100	324,300	406,000
2	218,700	280,100	327,200	408,300
3	220,900	282,900	330,300	410,700
4	223,100	285,700	333,300	413,200
5	225,200	288,500	336,500	415,300
6	227,300	291,000	339,100	417,800
7	229,500	293,200	341,700	420,000
8	231,600	295,600	344,400	422,500
9	233,900	298,200	347,400	424,200
10	236,300	300,700	350,300	426,700
11	238,700	303,100	353,400	429,000
12	241,100	305,700	356,700	431,300
13	243,200	308,000	359,500	432,700
14	245,600	310,000	361,400	434,900
15	248,000	312,100	363,600	437,100
16	250,400	313,800	366,100	439,400
17	252,400	316,000	368,300	441,500
18	255,500	318,100	370,500	443,900
19	258,600	320,100	372,600	446,200
20	261,700	322,100	374,500	448,600
21	264,600	324,100	376,500	450,700
22	267,600	326,500	378,400	453,000
23	270,500	329,100	380,400	455,400
24	273,400	331,900	382,100	457,700
25	276,200	333,900	383,500	459,700

26	278, 800	335, 900	385, 300	461, 900
27	281, 300	338, 000	387, 100	464, 000
28	284, 000	340, 400	389, 000	466, 200
29	286, 800	342, 800	390, 900	468, 300
30	289, 200	344, 900	392, 600	470, 600
31	291, 400	346, 800	394, 300	472, 800
32	293, 800	348, 600	396, 000	474, 900
33	296, 000	350, 600	397, 600	476, 800
34	298, 200	352, 700	399, 400	478, 900
35	300, 700	354, 800	400, 900	481, 200
36	302, 900	356, 800	402, 700	483, 400
37	305, 400	358, 400	403, 800	485, 500
38	307, 000	360, 400	405, 400	487, 500
39	308, 700	362, 500	406, 900	489, 400
40	310, 400	364, 400	408, 400	491, 300
41	312, 300	366, 300	409, 300	493, 300
42	312, 800	368, 200	410, 900	495, 200
43	313, 700	370, 000	412, 400	496, 900
44	314, 600	371, 800	414, 000	498, 800
45	315, 500	373, 600	415, 300	500, 700
46	316, 500	375, 400	416, 900	502, 500
47	317, 300	376, 900	418, 300	504, 300
48	318, 300	378, 700	419, 900	506, 200
49	319, 200	380, 200	421, 300	507, 900
50	320, 100	381, 800	422, 600	509, 600
51	320, 900	383, 400	423, 900	511, 400
52	321, 700	385, 100	425, 200	513, 300
53	322, 900	386, 200	425, 900	514, 900
54	323, 700	387, 700	426, 900	516, 500
55	324, 500	389, 100	427, 800	518, 200

56	325, 300	390, 700	428, 700	519, 800
57	326, 000	392, 000	429, 600	521, 400
58	327, 100	393, 400	430, 500	522, 700
59	328, 200	394, 700	431, 400	524, 000
60	329, 200	396, 200	432, 300	525, 200
61	330, 200	397, 500	433, 200	526, 400
62	331, 200	398, 900	434, 100	527, 400
63	332, 300	400, 400	435, 100	528, 400
64	333, 400	401, 900	436, 200	529, 400
65	334, 100	402, 900	437, 100	530, 000
66	335, 200	404, 000	438, 100	530, 900
67	335, 900	405, 000	439, 100	531, 800
68	337, 000	406, 100	440, 000	532, 700
69	337, 600	407, 100	441, 000	533, 600
70	338, 700	408, 000	442, 000	534, 400
71	339, 600	408, 800	442, 900	535, 100
72	340, 700	409, 600	443, 900	535, 600
73	341, 000	410, 400	444, 900	536, 300
74	342, 000	411, 300	445, 800	536, 800
75	343, 000	412, 100	446, 700	537, 600
76	344, 000	412, 900	447, 700	538, 200
77	345, 000	413, 600	448, 500	538, 700
78	346, 000	414, 000	449, 000	
79	346, 900	414, 300	449, 700	
80	347, 800	414, 600	450, 300	
81	348, 800	414, 900	451, 100	
82	349, 800	415, 200	451, 800	
83	350, 800	415, 400	452, 100	
84	351, 800	415, 700	452, 700	
85	352, 400	416, 000	453, 100	

86	353, 000	416, 300	453, 400	
87	353, 600	416, 600	453, 700	
88	354, 200	416, 900	454, 000	
89	354, 800	417, 100	454, 300	
90	355, 200	417, 400		
91	355, 600	417, 700		
92	356, 100	418, 000		
93	356, 600	418, 200		
94	357, 000	418, 500		
95	357, 500	418, 800		
96	358, 000	419, 100		
97	358, 600	419, 300		
98	359, 100	419, 600		
99	359, 500	419, 900		
100	360, 000	420, 100		
101	360, 400	420, 300		
102	360, 900	420, 600		
103	361, 200	420, 900		
104	361, 700	421, 100		
105	362, 200	421, 300		
106	362, 600			
107	363, 100			
108	363, 600			
109	364, 000			
110	364, 500			
111	365, 000			
112	365, 400			
113	365, 800			
114	366, 200			
115	366, 700			

116	367, 100			
117	367, 500			
118	367, 900			
119	368, 400			
120	368, 800			
121	369, 100			
122	369, 500			
123	370, 000			
124	370, 300			
125	370, 700			
126	371, 200			
127	371, 700			
128	372, 100			
129	372, 500			

備考 この表は、公立はこだて未来大学学則（平成20年公立大学法人公立はこだて未来大学規程第1号）第9条第1項に掲げる職員のうち、教授、准教授、講師、助教および助手の職にある者に適用する。